

## 職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

**1 事件の概要**

当該職員は、令和5年1月28日から1月29日にかけて飲食店で飲酒をした後、帰宅途上に、歩道上に停めてあった無施錠の他人の自転車を無断で使用し、窃盗容疑で検挙されました。

**2 経過**

令和5年1月29日	窃盗容疑により警察で事情聴取
4月26日	不起訴処分
5月10日	不起訴処分告知書を受領

**3 被処分者及び処分内容**

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
中区	事務職員	30代	停職 2箇月

※本処分については、令和5年7月25日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005